

新ガス事業法等の施行に伴う各経済産業局長への 事務委任について

(趣旨)

現在、ガス事業法及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則に基づく処分等の一部については、経済産業大臣から各経済産業局長に権限委任しているとともに、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に対する意見聴取への回答に係る事務も、委員会委員長から各経済産業局長へ事務委任している。

今般、ガスの小売事業の全面自由化に伴い、改正法第5条の規定による改正後のガス事業法（以下「新ガス事業法」という。）及び改正法附則の一部等が施行され、これらに基づく権限（委員会に対する意見聴取を含む。）の一部は各経済産業局長に権限委任される。このため、これらの委員会に対する意見聴取への回答に係る事務についても、引き続き、地域特性を踏まえた判断、委員会事務の効率的な運用の観点から、委員会委員長から各経済産業局長に事務委任することを御検討いただく。

主なポイント

1. 新たに事務委任の対象とする経済産業大臣の委員会への意見聴取の対象となる権限

今般、新たに事務委任の対象とする経済産業大臣の委員会への意見聴取の対象となる権限は、新ガス事業法及び改正法附則等によって経済産業大臣から経済産業局長に委任される権限のうち、委員会に対する意見聴取の対象となっているものである。具体的には別紙1の権限が対象となる（なお、参考として、別紙1に現在事務委任の対象とされている権限を記載している。）。

2. 意見に係る事務の経済産業局長への委任

各経済産業局長が処分等を行おうとする場合には、各経済産業局長から委員会に対し意見聴取がなされることとなるが、

- ① 各経済産業局長に処分等の権限が委任されているガス事業は、各地域の需要に応じて供給区域等が点在し、事業者数も多く、比較的小規模な事業者が大多数となっており、その処分等の事務も、定型的な処理に馴染むものが中心であること、
 - ② 委員会としての適正取引の審査の観点からも、地域の特性を踏まえた事実認定に関して現場を所管する各経済産業局に知見があること、
- などを踏まえると、従来と同様に、地域特性を踏まえた判断、及び委員会事務の効率的な運用の観点から、委員会の指導監督の下、各経済産業局は随時案件を事務局に報告し、事務局は定期的にその実績等を委員会会合で報告することを前提に、委員会の意見に係る事務を各経済産業局長に対し事務委任の形式で委任して差し支えないものと考えられる（なお、事務委任は経済産業省の先例

に従ったものであるが、その法的性質は授権代理と考えられる。)。このため、別紙2のとおり各経済産業局長に委任することに関し、御検討いただく。

なお、市場や需要家に対する影響が大きいことが推測される案件については、各経済産業局長が案件を把握した時点で早期に事務局への連絡を求めることとする。